

Plus HAPPY UCカード会員特約

第1条(カード名称)

このカードは、東京ガス株式会社(以下「TG」と称します)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します)が提携して発行するもので、カードの名称は「Plus HAPPY UCカード」(以下「本カード」と称します)と称します。

第2条(会員)

入会申込者は、TGとセゾンに対し本特約及びUCカード会員規約、会員特約を承認の上、入会を申込み、TG及びセゾン両社が本カードの入会および発行を認めた本人会員ならびに家族会員を「Plus HAPPY UCカード会員」(以下「会員」と称します)とします。

第3条(会員特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、TGが提供するサービスを受ける場合、TG所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2.会員は、セゾンが提供する特典およびサービスを受ける場合、セゾンの所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(特約の改定等)

- 1.本特約が改定され、その変更内容を本人会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」が適用されます。

《個人情報の取扱いに関する重要事項》(東京ガス株式会社)

第1条(会員情報の利用)

- 1.会員は下記(1)に定める会員の個人情報について、東京ガス株式会社(以下「TG」と称します)が必要な保護措置を行った上で、下記(2)に定める目的のために利用することにあらかじめ同意するものとします。

(1)会員の個人情報の内容

- ①本カード会員に関する氏名・自宅住所・生年月日・自宅電話番号・口座番号・お客様番号・クレジットカード番号、有効期限、Plus HAPPY UCカード入会時にお申出頂いた会員情報等。
- ②本カードのご利用状況。

(2)利用目的

- ①TGが本カードの基本的な機能や付帯サービスを提供するため。
 - ②TGが、TGおよびTGの関係会社ならびにTOMOS加盟企業の事業・商品・サービスに関する市場調査や研究開発を行い、優遇サービスの提供、DM・電子メールその他の方法によるそれぞれの商品・サービスについてのご案内を行うため。
- 2.会員は、TGが前記第1項(2)の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。
 - 3.会員が本条第1項(2)の利用目的の利用について中止を申し出た場合、TGは本カードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出はTGが指定した下記に定める窓口に通

絡するものとしします)

- 4.会員は、TGに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の窓口は下記に定める窓口に請求するものとしします)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、TGはすみやかに訂正または削除に応じるものとしします。
- 5.TGは、本条第1項(1)に定める会員の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとしします。

第2条(会員情報の共同利用)

会員は下記(1)に定める会員の個人情報について、TGと共同利用する者が必要な保護措置を行った上で、下記(3)に定める目的のために共同利用することにあらかじめ同意するものとしします。なお、共同利用させていただくにあたっては、公正競争の確保に十分配慮いたします。

(1)会員の個人情報の内容

本カード会員に関する氏名・自宅住所・自宅電話番号

(2)共同利用する者の範囲

東京ガス(株)、TOMOS加盟企業(エネスタ、エネフィット、東京ガスライフバル)

(3)利用目的

エネルギー供給販売、住宅設備機器・機械器具の販売・修理、設備工事、建築リフォーム、警備・防災、保険。

(4)上記個人情報の管理責任者

東京ガス株式会社


第3条(届出事項の利用)

会員から、TG又はセゾンへの氏名、住所、電話番号、勤務先等変更についての申出があった場合には、当該情報についてTGが第1条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとしします。

〈連絡先〉

ガス料金のお支払い、ガス機器のご購入等、東京ガスに関するお問合せ
東京ガス株式会社

お客さまセンター

 0570-002211 (月～土(祝日除く)9:00～19:00)

※PHS・IP電話等、上記(ナビダイヤル)をご利用できない場合

03-3344-9100

※カード会社へのお問合せ・相談窓口等は、UCカード会員規約をご参照ください。

2017年11月現在

Plus HAPPY UCカード／Edyカード一体型特約

第1条(定義等)

- 1.本特約は、株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という。)と東京ガス株式会社とが提携して発行する、ユーシーカード株式会社(以下「UC」という)の提供するEdyカード機能が付加されたPlus HAPPY UCカード(以下「本カード」という。)の取扱いについて定めるものです。
- 2.本特約において使用する文書の意味は、特に指定のない限り楽天Edyサービス利用約款(以下「Edy約款」という。)で定義した内容に従います。

第2条(本カードの取扱い)

- 1.本カードの会員(以下「当会員」という。)が、本カードのEdyカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用して商品等の購入または提供を受ける場合には、当該加盟店での本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- 2.使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については当会員の負担とし、また当会員は使用方法を錯誤した場合の取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。

第3条(資格取消・機能の停止等)

- 1.セゾンは、セゾンの会員資格を取消された当会員及びUCカード会員規約にもとつきクレジットカード機能を停止または中止されている当会員に貸与されている本カード(以下「利用停止カード」という。)のEdyカード機能を停止することができるものとし、またセゾン独自の判断で当会員に事前の通知・催告等を行うことなく、利用停止カードを現金自動支払機または現金自動預払機、加盟店等を通じて回収することができるものとします。
- 2.前項にもとつきセゾンが回収またはセゾンが返還を受けた利用停止カードに未使用のエディが蓄積されていた場合には、セゾンは、UC所定の方法で当該未使用のエディの利用可能残高を確認し、UC所定の時期および場所において、当該残高に相当する金額からUC所定の換金手数料を差し引いた残額(以下「精算金」という。)をUC所定の方法で当会員に換金するものとします。ただし、セゾンが当会員に対する金銭債権(以下「セゾン債権」という。)を有するときは、セゾンは、セゾン債権と本項にもとつき当該当会員がセゾンに対して有する精算金請求債権との対当額をもって両債権の弁済期の如何を問わず相殺し、または当該当会員に対し換金すべき精算金を当該当会員に対し通知することなくセゾン債権に充当することができるものとし、当会員は、これを異議なく承諾するものとします。
- 3.当会員は、精算金に利息・遅延損害金等は発生しないことならびにカードの回収・返還に伴いエディを使用できないことによる損害(逸失利益及び機会損失を含みます。)について、UC及びセゾンが責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。

第4条(有効期限・更新カードの発行)

- 1.会員規約所定の有効期限経過後の本カード(以下「期限満了カード」という。)に未使用のエディが蓄積されている場合には、当会員は引き続き当該未使用のエディをEdy約款に従い利用した後、カード会社所定の方法により処理するものとします。ただし、新たにEdy約款に定

めるエディを購入し、当該期間満了カードにエディを蓄積することはできないものとします。

- 2.期間満了カードに蓄積されている未使用のエディは、事由の如何を問わず換金できないものとします。ただし、UCが特に認めた場合またはEdy約款の規定にもとづき換金が可能である未使用のエディについてはこの限りではありません。

第5条(任意退会時の処理)

- 1.当会員が、UCカード会員規約にもとづきシーズン所定の退会手続きを行なった場合には、以降当会員に貸与されている本カード(以下「退会済カード」という。)でクレジットカード機能を利用することはできないものとします。
- 2.退会済カードに未使用のエディが蓄積されている場合には、当会員は引き続き当該未使用のエディをEdy約款に従い利用した後、カード会社所定の方法により処理するものとします。ただし、新たにEdy約款に定めるエディを購入し、当該退会済カードにエディを蓄積することはできないものとします。
- 3.退会済カードに蓄積されている未使用のエディは、事由の如何を問わず換金できないものとします。ただし、UCが特に認めた場合またはEdy約款の規定にもとづき換金が可能である未使用のエディについてはこの限りではありません。
- 4.退会に際して、エディが蓄積されたカードをご返却いただいた場合であつても前項本文と同様とします。

第6条(会員番号の通知)

- 1.楽天Edy株式会社のホームページにおいてエディを購入する場合、エディ購入代金の支払い手段のクレジットカードとして、本カードが指定されます。
- 2.当会員は、前項のためシーズンが楽天Edy株式会社に対して本カードの会員番号を通知することについてあらかじめ承諾するものとします。

第7条(規定の適用)

- 1.本特約に特段の定めがない場合は、本カードのEdyカード機能についてはEdy約款が、またクレジットカード機能についてはUCカード会員規約がそれぞれ適用されるものとします。
- 2.本特約とEdy約款またはUCカード会員規約の内容が異なる場合には、本特約が優先的に適用されるものとします。

第8条(規定の改定ならびに承認)

本特約が改定され、その変更内容を当会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があつた場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、当会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

2017年11月現在